

「アベノミクス戦略特区」の制度設計に当たってのポイント

平成25年5月10日

原 英 史

世界一ビジネスのしやすい環境を整備するため、大胆な規制改革・税制措置を断行する「アベノミクス戦略特区」（高度規制改革・税制改革特区）の制度設計に当たっては、以下の原則に則った上で、スピーディーに検討を行っていく必要がある。

I. 問題意識

1. 「大胆な規制改革の実験場」としての位置付けが薄れてきたのではないかと
 - ・ 構造改革特区の創設当初は、例えば、農業や学校への株式会社参入など、岩盤規制に風穴。
 - ・ 現状では、「地域活性化統合事務局」という名称に象徴されるとおり、「地域活性化」に重心。
2. 要因として、特区制度創設当初の推進力が失われるに伴い、役所の事務的調整が中心になってしまったのではないかと
 - ・ 例えば総合特区制度では「国と地方の協議会」（総理以下がメンバー）が設けられたが、実質的には管理職未達の調整が大半。
 - ・ 構造改革特区・総合特区制度とも、特例措置の実現に向けてのプロセスで、民間有識者が検討に参画する仕組みが存在しなかったことなど、制度的問題もあったのではないかと。
3. また、「地方のイニシアティブ」を重んじるあまり、国が受け身になってしまったのではないかと
 - ・ 構造改革特区・総合特区制度のいずれも、基本的には、「地方公共団体が提案・申請→国が認める」という枠組み。

⇒ 「総理主導」の特区制度の提案（別紙参照）

Ⅱ. 基本原則

1. 大胆な規制改革等による、従来とは次元の違う制度を実現する【大胆・異次元原則】

- ・ 長年にわたり抵抗が強く実現できなかったものも含め、総理主導の下、これまでに例のないような「大胆な」規制改革・税制措置(以下、「規制改革等」とする)を、本特区を突破口として実験的に断行することにより、経済成長に直結させる。
(通常の規制改革等であれば、当然、特区ではなく、全国レベルで実施する)

2. 国・地方・民間の三者が、相互に改革実現のための意識を高め合う【三位一体原則】

- ・ 国(特区担当大臣)・地方(自治体の首長)・民間(地域の事業者代表)が、従来のように対峙するのではなく、「三者統合本部」を通じ、トップ自らの参画の下、それぞれが規制改革等の実現という同じ目的を持って問題意識を高め合い、意思決定を行う。

3. 特区の対象区域は、分かりやすい形で設定する【区域明瞭原則】

- ・ 規制改革等の効果は、厳密には個々の改革事項ごとに異なり得るが、各特区の対象区域については、経済活性化の視点からも、可能な限り広く、分かりやすい形で設定する。

4. 特区の効果を、いずれは我が国全体の経済活性化に繋げる【全国活性化原則】

- ・ 検討対象となる具体的な規制改革事項は、これまで以上に幅広い分野を想定する。また、規制改革については、その成果を当該地域の活性化のみに完結させず、一定期間後の全国レベルへの展開を通じ、あくまで日本全体の経済活性化を狙いとする。

5. 本特区の制度設計は、一気呵成に、スピーディーに行う【迅速化原則】

- ・ 「成長戦略」に基づき、我が国経済を成長軌道に乗せることは喫緊の課題であることから、本制度設計については、構造改革特区制度の創設時の例に倣い、制度の枠組み及び具体的な規制改革等を一気呵成に検討の上、早急に実施する。

Ⅲ. スケジュール

- 6月中 基本方針(制度の枠組み及び具体的な規制改革事項等の例示)の
 決定

- 8月中(目途) 対象となる地域(当面は一定の要件の下、5～6箇所を国が指定)
 及び、具体的な規制改革事項等の決定

※ これらを受けて、秋には速やかに、必要な法改正を実施。